

## 令和8年度チャレンジ留学～HYOG 若者「海外武者修行」応援プロジェクト～補助金実施要領

### 1 趣 旨

兵庫県内の国公立高等学校等に在籍する者及び、兵庫県内の国公立大学等に在籍する者に対し、海外留学に要する経費の一部を補助することにより、留学先で個々の学びを深め、個の力を蓄え、グローバルな視点・能力を持ち国際的に活躍する若者を育成することを目的とする。

### 2 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者は、以下の各号に掲げる条件を満たし、別に定める選考基準により決定する高校生の保護者及び大学生本人とする。

- (1) 兵庫県内に所在する国公立高等学校等に在籍する者及び兵庫県内の国公立の大学等に在籍する一年の者で、その者の生計維持者が応募締切日（令和8年4月24日）において兵庫県内に住所を有すること
- (2) 留学終了後、在籍校等に戻り学業を継続する者または卒業を目指す者
- (3) 留学前にひょうごフィールドパビリオンを体験し、兵庫県のアンバサダーとして、留学先においてひょうごの魅力を発信できる者
- (4) プロジェクトにおいて国際課が主催する留学前研修会と帰国後報告会に参加できる者
- (5) 兵庫県内の国公立の大学等に在籍する一年の者は、平成18年4月2日から平成20年4月1日までに出生した者（高等学校等を初めて卒業した年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者）

### 3 留学及び補助対象期間

- (1) 概ね令和8年7月1日から令和8年8月31日までに留学を開始し、活動内容の実施に必要性が認められる場合は、当該期間以外を含む。また、留学期間は概ね1か月間とする。
- (2) 補助対象期間は、令和8年4月1日から留学終了日（留学先から自宅までの帰宅日）までとする。
- (3) これまでに本補助金の支援を受けた者は対象外とする。

### 4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次の費用のうち令和8年4月1日から留学終了日（留学先から自宅までの帰国日）までの経費とする。

- (1) 国際航空運賃（エコノミークラス1往復分）
- (2) 留学計画の実施に必要な経費・施設利用費（現地語学学校の授業料・学費等を含む）
- (3) 宿泊費（ホームステイの場合はホストファミリーに支払う費用）
- (4) 海外旅行傷害保険料
- (5) 旅券・査証取得手続諸費用、予防接種費、自宅から国際空港までの国内交通運賃（1往復分）、受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）、空港税、燃油サーチャージ及び出国手続諸費用等、留学に必要となる経費

### 5 補助金の額

生徒及び学生1人につき50万円と、補助対象者が支弁した補助対象経費の実支払額の、いずれか

少ない方の額とする。

なお、生徒及び学生、又は補助対象者が本事業における補助金以外の留学に係る奨学金等を受ける場合は、補助対象経費から本事業における補助金以外の留学に係る奨学金等を除いた部分を、本事業における補助金の対象とする。

## 6 補助金交付申請、事業実績報告等の手続きについて

「申請に係る注意事項」及び「実績報告に係る注意事項」等、別途定める内容によって手続きを行うこと。

## 7 補助金交付決定の取消し

補助金交付決定を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 別に定める募集要項にある応募資格を喪失したとき。
- (2) その他、兵庫県知事が取り消しすべき事由があると認めるとき。「天災・災害その他やむを得ない理由以外の理由により海外留学へ出発しなかったとき。」を含む。
- (3) 提出すべき書類や提出期限に関して県の指示に従わなかったとき。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は令和8年4月1日から適用する。